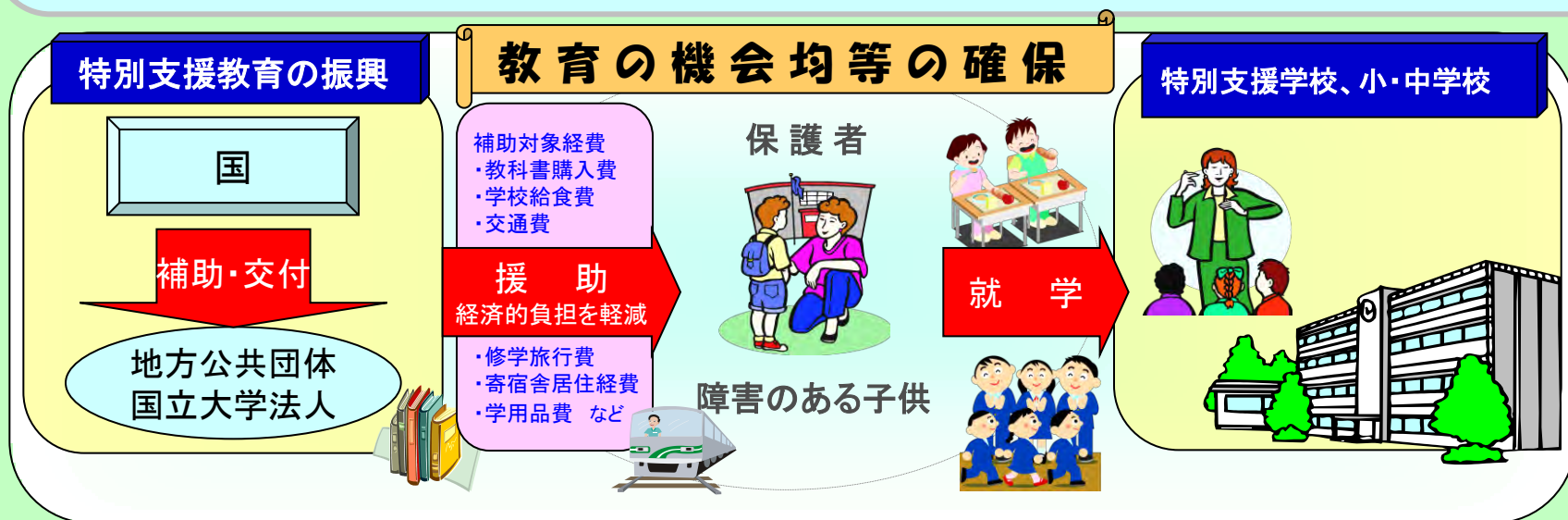


特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成28年度予算額 12,909百万円（平成27年度予算額 11,583百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 **負担金** 6,361百万円（6,318百万円）
 - ・ 公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **補助金** 5,953百万円（4,706百万円）
 - ・ 公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 公私立の小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **交付金** 595百万円（559百万円）
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



●高等部の学用品購入費を拡充

・ICT機器の急速な進展に伴い、学用品として比較的高額なICT機器（例えば、携帯用会話補助装置、携帯型拡大読書器等）を使用することが多くなっている現状を踏まえ、保護者の負担が軽減できるよう補助対象限度額を見直す。



・従来の「学用品・通学用品購入費」の補助対象限度額に、50,000円を加算する。

	保護者等の収入等による支弁区分	学用品・通学用品購入費補助対象限度額	ICT機器等を購入した場合の加算額
高等部 (本科・別科)	I	31,690円	50,000円
	II	15,845円	50,000円
	III	—	50,000円



●高等部の交通費の補助対象範囲等を拡大

・交通費（実費）の補助の対象範囲及び補助の割合を小・中学部と同様に措置。



	保護者等の収入等による支弁区分	通学費	通学の付添人経費(肢体不自由・重度・重複障害の生徒)	帰省費	帰省の付添人経費(肢体不自由・重度・重複障害の生徒)	職場実習交通費	交流及び共同学習交通費
高等部 (本科・別科)	I	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
	II	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10	1/2→ 10/10
	III	0→ 10/10	0→ 10/10	0→ 10/10	0→ 10/10	0→ 1/2	0→ 1/2

《義務教育費国庫負担金》 平成28年度予算額：1兆5,271億円(対前年度 ▲13億円)

・教職員定数の改善増	+11億円(+525人)
・少子化等に伴う定数減	▲85億円(▲4,000人)
・教職員の若返りによる給与減等	▲170億円
・人事院勧告に伴う給与改定	+231億円

【復興特別会計】

被災した児童生徒のための学習支援として1,000人(前年同)の加配措置

- 小学校専科指導やアクティブ・ラーニングなど時代の変化に対応した新しい教育に取り組むとともに、特別支援教育やいじめ・不登校への対応、貧困による教育格差の解消、外国人児童生徒への日本語指導など学校が抱える喫緊の教育課題への対応が急務。

➡ 少子化の中にあっても、増加する教育課題に的確に対応する加配定数を拡充

加配定数の改善 +525人

1. 創造性を育む学校教育の推進

190人

- ①小学校における専科指導の充実 : 140人
・小学校英語、理科、体育等の専科指導、小中一貫校における専科指導の充実
- ②アクティブ・ラーニングの推進 : 50人
・効果的な指導方法、カリキュラム開発等の研究の拠点となる学校に対する加配措置



2. 学校現場が抱える課題への対応

235人

- ①特別支援教育の充実 : 50人
- ②いじめ・不登校等への対応 : 50人
- ③貧困による教育格差の解消 : 50人
- ④外国人児童生徒等への日本語指導 : 25人
- ⑤統合校・小規模校への支援 : 60人
・統合前1年～統合後5年間支援。小規模校における質の高い学校教育に向けた支援。



3. チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実 100人

- ①学校マネジメント機能の強化 : 80人
・主幹教諭、事務職員の拡充
- ②養護教諭・栄養教諭等の充実 : 20人

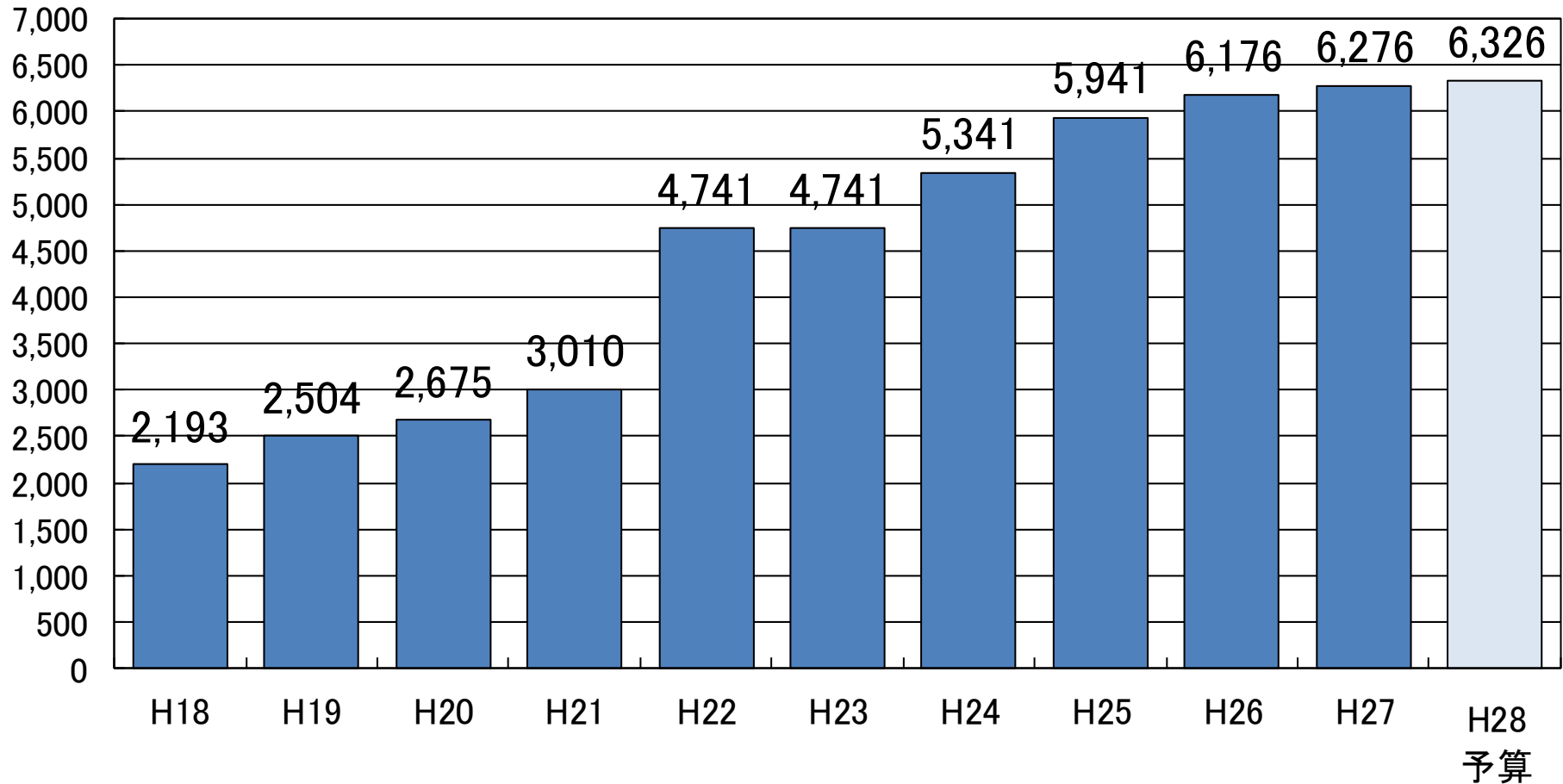


※このほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、補習等のためのサポートスタッフなどの配置を拡充(補助金等の拡充)

特別支援教育対応の教職員加配定数の推移

○ 平成28年度予算における特別支援教育対応の加配定数は、6,326人

特別支援教育対応の教職員加配定数の推移



特別支援学校施設に係る国庫補助制度の概要

1. 新增築事業

○学校建物を新築もしくは増築するもの

公立学校施設整備費負担金（小・中学部）

負担割合 1／2※

学校施設環境改善交付金（幼・高等部）

算定割合 1／2

※都道府県立の養護特別支援学校

5. 5／10

※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部）

5. 5／10



2. 改築事業

○構造上危険な状態にある学校建物等を建て直すもの

学校施設環境改善交付金により措置

算定割合 1／3※

※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部）

5. 5／10



3. 改造事業

○既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの

（老朽施設改造、バリアフリー化、トイレ改造など）

学校施設環境改善交付金により措置

算定割合 1／3※

※財政力指数1.00超の地方公共団体は2／7

○既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの

（余裕教室や廃校等の模様替えなど）

学校施設環境改善交付金により措置

算定割合 1／3

